

その他の事業

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援を行います。

●家族介護用品支給事業

在宅で要介護3～5と判定された人を介護しているなどの要件を満たす低所得世帯に紙おむつ支給券を配付します。

●家族介護慰労金支給事業

要介護4または要介護5と判定された市民税非課税世帯の人で、過去1年間介護保険サービスを受けなかったなどの要件を満たす人を在宅で介護する家族に、慰労金10万円を支給します。

●高齢者住宅改善促進助成事業

本市に1年以上居住し、要介護1～5と判定された人で、市民税が非課税の世帯に対し、住宅の改善に必要な費用(限度額70万円)を助成します。

●認知症サポーター等養成事業

地域住民、民生委員等地域の各種団体や企業、小中高生等に対して、認知症を理解し、見守り方法を学ぶ認知症サポーター養成講座等を実施します。

●認知症高齢者等見守りシール交付事業

ご自宅で生活している認知症の症状により行方不明になるおそれがある人を対象に、発見者がスマートフォン等でQRコードを読み取ることで、インターネット上の伝言板を通して対象者のご家族と連絡がとれる見守りシールを無料で交付します。

※見守りシールの利用者は、万一の事故発生に備え、個人賠償責任保険に加入することもできます。

●認知症高齢者等GPS機器等購入等助成金交付事業

認知症高齢等を同居または通いで介護する方を対象に、GPS機器の購入費用またはレンタルに係る初期費用について最大2万円を助成します。

※本事業に該当する認知症高齢者等は、万一の事故発生に備え、個人賠償責任保険に加入することができます。

●成年後見制度利用支援事業

認知症の人等、後見人等による支援が必要な人の財産や権利を守る成年後見制度の利用を支援します。

お問い合わせは

岐阜市役所 介護保険課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

TEL：058-265-4141(代表)

電子メール：kaigo@city.gifu.gifu.jp



今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

令和7年改訂



この冊子は環境に配慮し、
植物油インキを使用しています。



冊子内の本文には、見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第3版

©(株)現代けんこう出版 無断転載・複製禁止

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です



もくじ

P.2 | **しくみと加入者**

P.4 | **介護保険料の決まり方・納め方**

P.6 | **サービス利用の手順**

P.8 | **介護保険サービスの種類と費用**

①自宅を中心に利用するサービス ——— P.8

②介護保険施設で受けるサービス ——— P.12

③生活環境を整えるサービス ——— P.13

P.14 | **費用の支払い**

P.17 | **地域支援事業**

令和7年度版

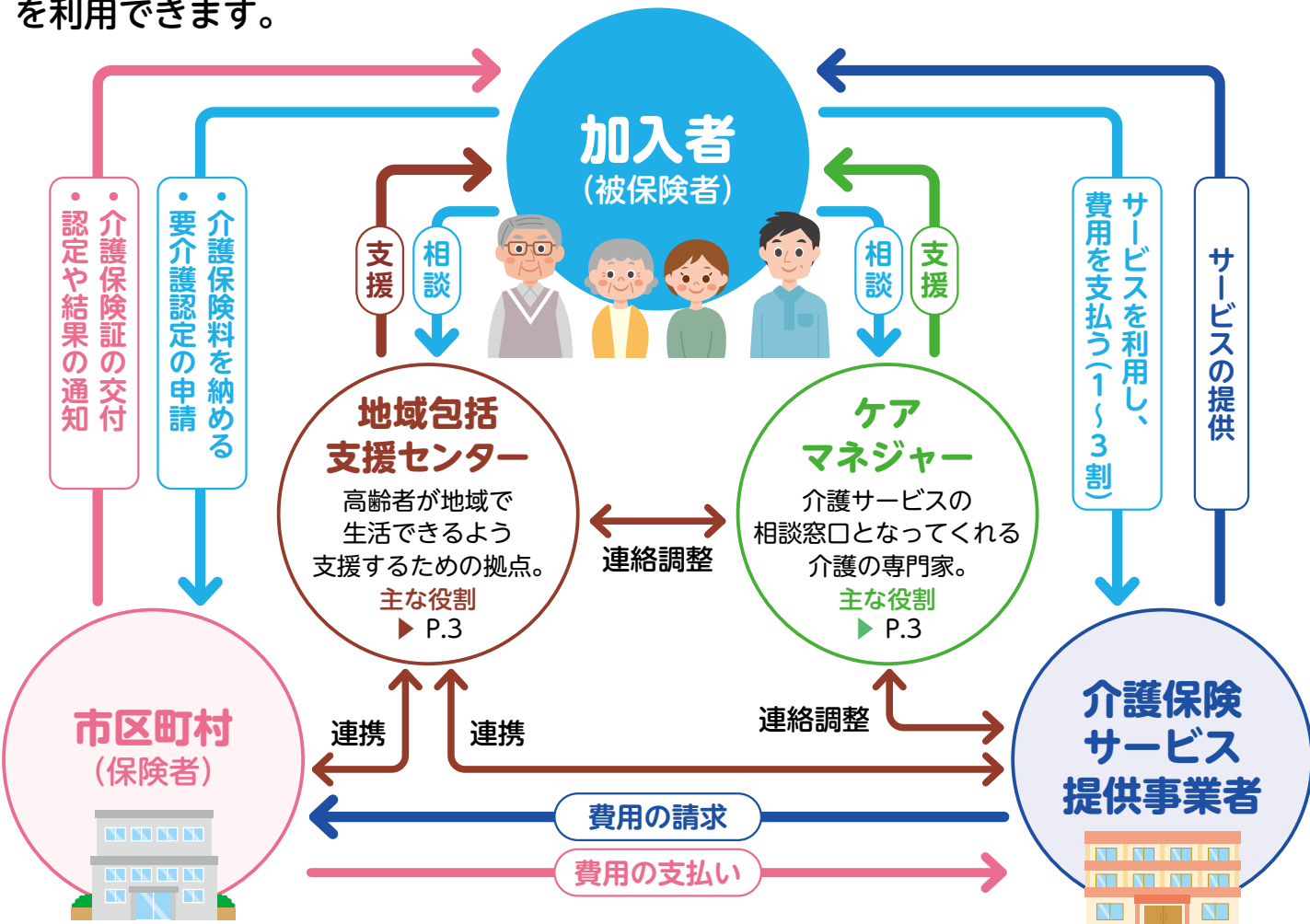
わかりやすい
利用の手引き



岐阜市

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



加入者 (被保険者) は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
(▶ **要介護認定 7ページ**)
※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

40～64歳の方
(第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。
※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- 40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
 - 関節リウマチ
 - 筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靱帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 初老期における認知症
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊柱管狭窄症
 - 早老症
 - 多系統萎縮症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

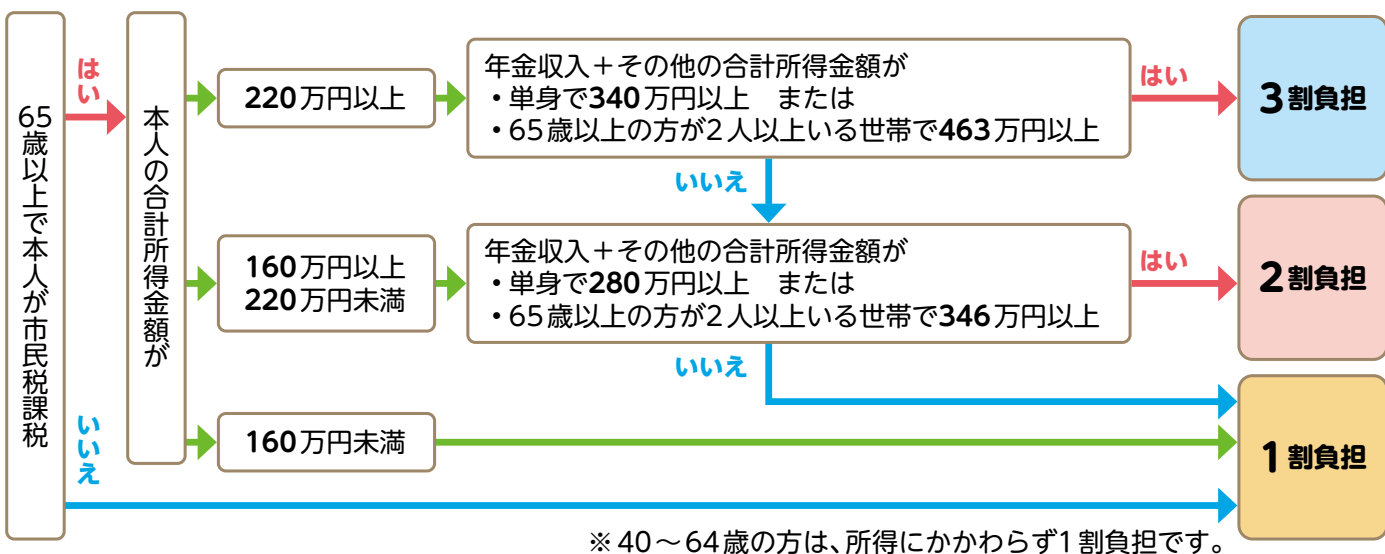
介護保険証 要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

- 交付対象者**
- 65歳以上の方
 - ・1人に1枚交付されます。
 - ・65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。
 - 40～64歳の方
 - ・要介護認定を受けた方に交付されます。
- 必要なとき**
- ・要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
 - ・ケアプランを作成するとき
 - ・介護保険サービスを利用するとき など

負担割合証 介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

- 交付対象者** 要介護認定を受けた方、事業対象者に交付されます。
- 必要なとき** 介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)
- 介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等を中心に構成されています。



「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業所」等に所属しています。

社会全体で介護保険を支えています

● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、岐阜市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

岐阜市に必要な介護保険サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 岐阜市の65歳以上の人数

岐阜市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **82,800円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.285	23,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※1} と年金以外の所得金額の合計が	80万9千円以下の方	基準額 × 0.485
第3段階		80万9千円超 120万円以下の方	40,100円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※1} と年金以外の所得金額の合計が	120万円超の方	基準額 × 0.685
第5段階		80万9千円以下の方	56,700円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	80万9千円以下の方	基準額 × 0.90
第7段階		80万9千円超の方	74,500円
第8段階		80万9千円超の方	基準額 × 1.00
第9段階		80万9千円超の方	82,800円(基準額)
第10段階		120万円未満の方	基準額 × 1.20
第11段階		120万円以上 210万円未満の方	99,300円
第12段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.30
第13段階		320万円以上 420万円未満の方	107,600円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	420万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.50
第15段階		520万円以上 620万円未満の方	124,200円
第16段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 1.70
第17段階		720万円以上 820万円未満の方	140,700円
第18段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	820万円以上 920万円未満の方	基準額 × 1.90
第19段階		920万円以上 1,020万円未満の方	157,300円
第20段階		1,020万円以上 1,120万円未満の方	基準額 × 2.10
第21段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	1,120万円以上 1,220万円未満の方	173,800円
第22段階		1,220万円以上 1,320万円未満の方	基準額 × 2.30
第23段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	1,320万円以上 1,420万円未満の方	190,400円
第24段階		1,420万円以上 1,520万円未満の方	基準額 × 2.40
第25段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ^{※2} が	1,520万円以上の方	198,700円

※1 課税年金収入額 公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

● 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

- 手続き
- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
 - 2 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

口座振替が便利ね

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

● 介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金の支払い月 4月 6月 8月 10月 12月 2月

本来、年金から天引きの「特別徴収」の方も**こんなときは、一時的に納付書で納めます**

- !
- 年度途中で介護保険料が増額になった
 - 年度途中で65歳になった
 - 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
 - 年度途中で他の市区町村から転入した
 - 介護保険料が減額になった
 - 年金が一時差し止めになった
- など

介護保険を滞納すると?

保険料を納めないでいると、その期間に応じて、利用したサービス費用の金額をいったん自己負担し、申請により後から保険給付分(費用の7～9割)^{*}が支払われる支払方法変更の措置(償還払い)や利用者負担が3割^{*}に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなる措置(給付額減額)がとられます。やむを得ない理由で保険料を納められない場合は、早めに担当窓口にご相談してください。

※負担割合が3割の方が2年以上保険料を滞納した場合、利用者負担が4割に引き上げられます(高額介護サービス費も受けられません)。

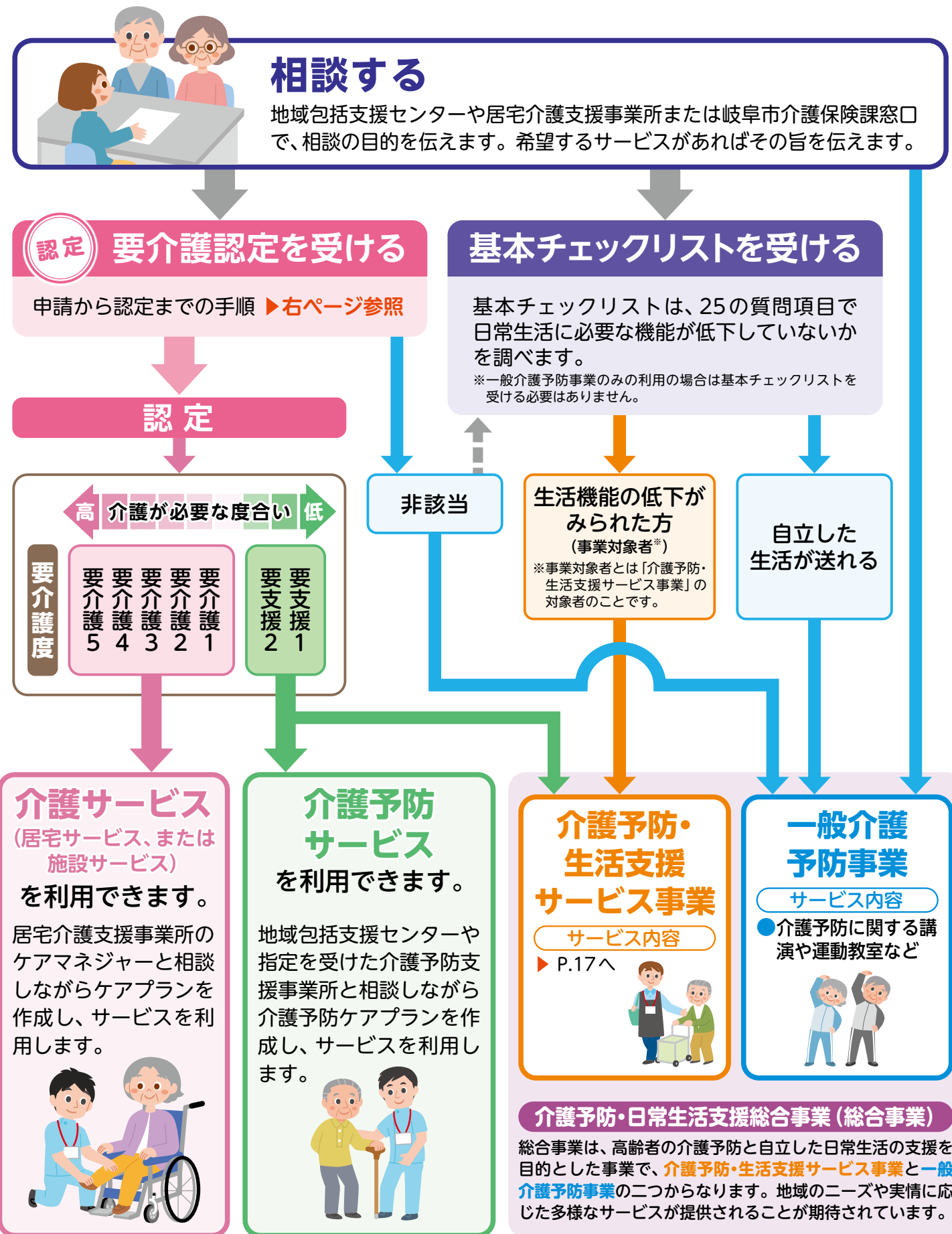
● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

介護サービス 利用の流れ

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

サービス利用の手順



認定

要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

要介護認定の申請

申請の窓口は岐阜市の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の代行ができます。(更新申請も含みます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 要介護、要支援認定申請書
岐阜市介護保険課の窓口にあります。
- ✓ 介護保険被保険者証
- ✓ 医療保険の被保険者番号のわかるもの
- ✓ 主治医意見書を記載してもらう医療機関名、医師名がわかるもの (お薬手帳 など)

※40～64歳の方は、「医療保険の資格情報画面 (マイナポータルからダウンロード)」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「有効な健康保険の保険証」いずれかの提示が必要です。

※更新手続きについて

更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

要介護認定 (調査～判定)

訪問調査

岐阜市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
※調査は公平を期すために全国共通の調査項目で行います。

主治医の意見書

岐阜市の依頼により主治医が介護を必要とする原因疾患について意見書を作成します。
※主治医がいない方は岐阜市が紹介する医師の診断を受けます。
※意見書は岐阜市が取り寄せるので、本人が提出する必要はありません。

一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



二次判定 (介護認定審査会)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



認定結果が届きます

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まります。要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

サービス利用の手順

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護1～5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援1・2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

日常生活の手助けを受ける

要介護1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

自己負担（1割）のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	255円
生活援助中心	20分～45分未満	187円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

ご注意ください！ 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、**サービスの対象外**です。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護1～5 要支援1・2 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担（1割）のめやす【1回あたり】

要支援1・2	892円
要介護1～5	1,320円

各サービスの種類の見方

利用できる要介護度を示します。

このマークは原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる「地域密着型サービス」であることを表します。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	3,564円	要介護1	10,804円
要支援2	7,203円	要介護5	28,107円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得などの状況により1割、2割、3割のいずれかです。（▶負担割合については、P.3）
※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費などが別途負担となることがあります。
※自己負担のめやすは令和6年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

自宅で看護を受ける

要介護1～5 要支援1・2

訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担（1割）のめやす【30分～1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援1・2	577円	828円
要介護1～5	599円	858円

自宅でリハビリをする

要介護1～5 要支援1・2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担（1割）のめやす

1回	要支援1・2	308円
	要介護1～5	319円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1～5 要支援1・2 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担（1割）のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	518円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円

夜間に訪問介護を受ける

要介護1～5 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する随時対応の訪問介護があります。

自己負担（1割）のめやす【基本対応の場合】

1カ月	1,031円
-----	--------

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護と看護を利用
要介護1～5	8,280円～29,487円

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	676円～1,179円
---------	-------------

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	774円～1,348円
---------	-------------

施設に通ってリハビリをする

要介護1～5 要支援1・2

通所リハビリテーション【デイケア】
(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,343円
要支援 2	4,368円

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1～5	788円～1,425円
---------	-------------

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	890円	要介護 1～5	1,027円～1,475円
要支援 2	993円		

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】
(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	547円	466円	466円
要支援 2	678円	580円	580円
要介護 1～5	728円～1,020円	623円～914円	623円～914円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2

短期入所療養介護
【医療型ショートステイ】
(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	641円	595円	630円
要支援 2	811円	746円	795円
要介護 1～5	859円～1,085円	774円～998円	853円～1,081円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,564円	要介護 1	10,804円
要支援 2	7,203円	要介護 5	28,107円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	12,858円
要介護 5	32,445円

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護1～5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	770円
要介護 1～5	774円～868円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護3～5 地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合】

要介護 3～5	851円～998円
---------	-----------

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護1～5 要支援1・2

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	188円	要介護 1～5	557円～
要支援 2	322円		835円



地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

要介護1～5 地域密着型サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
要介護 1～5 561円～843円



②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。



生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約25,111円	約22,553円	約22,553円
要介護 5	約29,424円	約26,836円	約26,836円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,710円	約22,091円	約24,433円
要介護 5	約31,365円	約28,715円	約31,180円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約26,189円	約22,215円	約25,665円
要介護 5	約42,888円	約38,914円	約42,364円

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

③生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

○ = 利用できる。
× = 原則として利用できない。
△ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具	×	○	○
・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト			○
・自動排せつ処理装置	△	△	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談ください。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・入浴補助用具
・移動用リフトのつり具の部分 ・簡易浴槽 ・排せつ予測支援機器
・固定用スロープ ・歩行器(歩行車を除く)
・歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)

貸与と購入を選択できます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

●指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

要介護1～5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

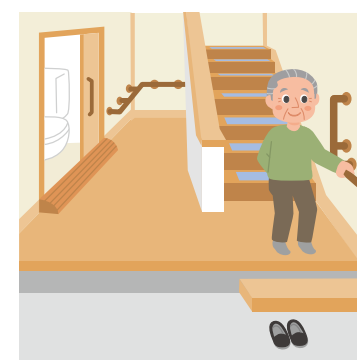
介護保険の対象となる工事の例

●手すりの取り付け ●段差や傾斜の解消 ●扉の取り替え、扉の撤去
●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
●和式から洋式への便器の取り替え

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険課に相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が20万円かかった場合、2～6万円が自己負担です。



自己負担限度額と負担の軽減

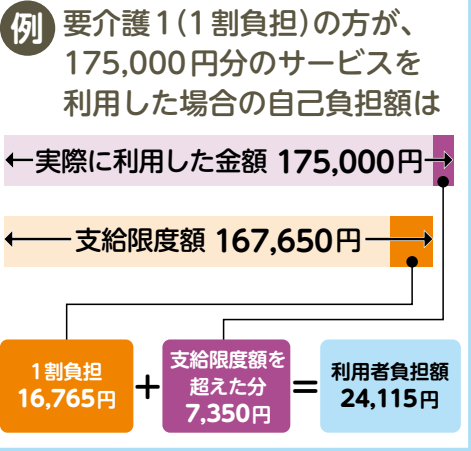
介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

●社会福祉法人の行うサービス利用の負担軽減

低所得で生計が困難な人が、社会福祉法人が経営する施設等を利用した場合、利用料が減額されることがあります。岐阜市介護保険課までご相談ください。

対象となる要件	次の要件をすべて満たす方 ・本人および世帯全員が市民税非課税 ・年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算） ・預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算） ・日常生活に利用する（自宅等）以外に資産がない ・親族等に扶養されていない ・介護保険料を滞納していない
軽減の割合	自己負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1） ※生活保護受給者は、個室の居住費のみが全額

●特別な事情によりサービスの費用が払えないとき

震災・風水害・火災など特別な事情によりサービスの費用が払えないときは、利用料の減額が受けられることがあります。介護保険課までご相談ください。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、岐阜市介護保険課への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額（月額）

変更ポイント ★令和7年7月までは80万円。

区分	限度額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満）の方	93,000円（世帯）
市民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万9千円*以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円（1,231円）	437円*（915円）	1,445円

変更ポイント
Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。（令和7年8月から）

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※令和7年8月より、室料が徴収される場合は697円になります。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

● 給付を受けるには、岐阜市介護保険課への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)			変更ポイント ★令和7年7月までは80万円。				
利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等の資産※2の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
世帯全員が市市民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円★以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
	3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円★超120万円以下の方					
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む）。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。
※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、医療保険の窓口へ申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方がいる世帯		70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者がいる世帯	
区分	限度額	区分	限度額
基準総所得額		課税所得	
901万円超	212万円	690万円以上	212万円
600万円超～901万円以下	141万円	380万円以上690万円未満	141万円
210万円超～600万円以下	67万円	145万円以上380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円
		※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。	

介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防・生活支援サービス事業）

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。

● 訪問型サービス

■ 訪問介護（これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や、食事等生活の支援が受けられます。
※料金は、「1月あたり」か「1回あたり」のどちらかを利用者が選択できます。

利用者負担のめやす（1割負担の人の場合。加算内容により金額が増減します）

使える人	1月あたり	1回あたり
事業対象者・要支援1・2	1,226円（週1回程度） 2,448円（週2回程度）	299円（標準的なサービス） 187円（20～45分の生活援助）
事業対象者・要支援2	3,884円（週2回を超える程度）	230円（45分以上の生活援助） 170円（短時間の身体介護）

※利用できる回数は、ケアマネジャーにお問い合わせください。

■ 基準緩和型訪問介護サービス

人員と設備の基準を緩和した基準により指定をした事業所により実施される事業で、生活援助として、掃除や洗濯、調理などの生活支援サービスを受けられます。

※料金は、「回数」あたりのみとなっております。 ※利用回数は週3回が上限です。

利用者負担のめやす（1割負担の方の場合。加算内容により金額が増減します）

使える人	サービス内容	1回あたり
事業対象者・要支援1・2	20分以上45分未満 45分以上	198円 244円

■ 住民主体型訪問サービス

掃除や日常的な軽作業などの生活支援サービスを受けられます。

利用者負担のめやす 1回のサービスの提供（30分）につき500円

■ 短期集中型サービス

うつ、認知症、閉じこもりのおそれのある人に対し生活機能の低下を改善するため専門職が3～6カ月間の短期集中的に支援を行う事業です。

◆ まめかな訪問事業

地域包括支援センターの職員が自宅へ訪問し、介護予防に関する相談や指導をします。

利用者負担金 無料 全12回

● 通所型サービス

■ 通所介護（これまでの介護予防通所介護に相当するサービス）

通所介護施設で、食事・入浴等の日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、目標にあわせた選択的サービスが利用できます。

※料金は、「1月あたり」か「1回あたり」のどちらかを利用者が選択できます。

利用者負担のめやす（1割負担の人の場合。加算内容により金額が増減します）

使える人	1月あたり	1回あたり
事業対象者・要支援1	1,847円	448円（月4回まで）
事業対象者・要支援2	3,719円	460円（月8回まで）



■ 基準緩和型デイサービス

人員と設備の基準を緩和した基準により指定をした事業所により実施される事業で、日常生活上の支援を行います。支援の内容は、これまでの介護予防通所介護に相当するサービスと同程度の支援を想定しています。
※料金は、「回数」あたりのみとなっております。

利用者負担のめやす(1割負担の人の場合)

使える人	サービスの内容	1回あたり
事業対象者 要支援1・2	2時間以上、送迎・入浴あり	390円
	2時間以上、送迎あり・入浴なし	364円
	2時間以上、送迎なし・入浴あり	364円
	2時間以上、送迎・入浴なし	338円



■ 住民主体型デイサービス・認知症カフェ

生活機能の低下による高齢者の閉じこもり等を予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するために地域住民が主体となって運営する「気軽に集える場」です。
利用者負担金 団体により異なります。

■ 短期集中型サービス

生活機能の低下を改善するため専門職が3～6カ月間の短期集中的に支援を行う事業です。

◆ 運動器機能向上事業

体調や生活に合わせて自宅でできる運動や体操を学ぶことで日常生活を維持改善するために必要な運動習慣を身につけます。

利用者負担金 400円(1回あたり) 全12回

◆ 認知症予防事業

生活改善や趣味活動等のプログラムを実施し、人との交流をすることで、認知機能の維持・改善を図ります。

利用者負担金 470円(1回あたり) 全12回

◆ 口腔機能向上事業(おいしく食べよう教室)

歯科医師と歯科衛生士がお口の健康を保つポイントをわかりやすく指導します。

利用者負担金 無料 全4回



● その他の生活支援サービス

■ 栄養改善配食サービス事業

栄養改善を目的とした配食とともに、一人暮らしの見守りを行います。

利用者負担金 無料(食事代は別途かかります)



岐阜市地域包括支援センター



安心して暮らすための総合相談窓口です

岐阜市地域包括支援センターは高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らすための、高齢者の総合相談窓口です。お気軽にご相談ください。

① 介護予防を進めています。(介護予防ケアマネジメント)

要支援、要介護になるおそれのある人の介護予防プログラムや要支援1・2の人や事業対象者の介護予防サービスのケアプランを作成します。

② さまざまな問題の相談に応じます。(総合相談支援)

本人、家族、地域の人達から介護だけでなく、福祉や医療についての相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。

③ 高齢者の皆さんの権利を守ります。(権利擁護)

悪質な訪問販売等による消費者被害の防止や、高齢者虐待防止等に取り組みます。

④ 地域のつながりを強めます。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

高齢者の人の心身の状況に合わせ、必要なサービスが提供されるようケアマネジャーや医療機関等関係機関とのネットワーク作りを進めます。

営業日 月曜日から土曜日(祝日、12月29日から1月3日は休みです)
時 間 午前9時から午後5時(時間外の緊急時の電話相談は転送電話で対応しております。)

ご相談は、お住まいの担当地区の岐阜市地域包括支援センターへ

担当地区	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	FAX番号
金華・京町・明德・本郷	中央北	京町2丁目12番地	213-0128	213-0138
徹明・木之本	中央西	昭和町2丁目10番地3	215-7616	215-7614
梅林・白山・華陽	白梅華	東金宝町1丁目16番地メゾンドクマダ101	266-8388	266-1388
島・城西	島城西	西島町2番11	232-5088	232-5189
早田・則武	清流	光町1丁目56番地2	201-6204	201-6206
木田・七郷・合渡	西部	寺田7丁目86番地1 ※R7.10.1～河渡4丁目97番地3	251-6541	251-0612
黒野・方県・西郷・網代	岐北	黒野176番地5	234-3933	201-1575
長良・長良西・長良東	長良	長良2977番地の3の1	231-8188	233-8070
鷺山・常磐	北部	南蟬2丁目122番地北川ビル1F	295-4510	295-7014
岩野田・岩野田北	岩野田	栗野東5丁目173-1	214-4640	214-4641
藍川・三輪南・三輪北	北東部	岩井4丁目10-1	241-7003	241-7004
本荘・三里	三里本荘	本荘2938番地1 江崎ビル1F	215-7655	215-0311
市橋・鏡島	精華	鏡島南1丁目1番10号	252-3066	252-5676
鶉・日置江・柳津町	境川	中鶉3丁目14番地	276-1163	276-4866
加納東・加納西・茜部	南部	茜部菱野1丁目65-2 河八ビル1-B	275-0173	275-0186
厚見	厚見	東明見町17-1	214-4001	214-4000
長森南	長森南	蔵前4-19-5	247-8160	214-3203
日野・長森北・長森東・長森西	長森	塩町2丁目32	245-2855	214-3170
岩・芥見・芥見東・芥見南	東部	芥見3丁目175-1	243-0593	241-3492